

議事の公開について（案）

本会議の議事の運営については、次のとおりとする。

- 1 議事は公開とし、一般傍聴を認める。ただし、特別の事情があるときは、座長が会議に諮って非公開とすることができる。
- 2 会議の配布資料及び議事要旨は、原則として公開とする。ただし、特別の事情があるときは、座長の判断により配布資料又は議事要旨の一部又は全部を非公開とすることができる。